奈良県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成２３年３月３１日

奈良県公安委員会

委員長　菊　池　　攻

奈良県公安委員会規則第３号

奈良県警察組織規則の一部を改正する規則

奈良県警察組織規則（昭和４３年６月奈良県公安委員会規則第１０号）の一部を次のように改正する。

別表第２の１幹部交番の表を次のように改める。

警察署名	名　　称	位　　置	担　当　区　域
宇陀警察署	大宇陀幹部交番	宇陀市大宇陀迫間	宇陀市のうち 平成17年12月31日における宇陀郡大宇陀町

別表第２の２の⑻宇陀警察署の表を次のように改める。

名　　称	位　　置
榛　原　駅　前　交　番	宇陀市榛原萩原
古　市　場　駐　在　所	宇陀市菟田野古市場
松　井　駐　在　所	宇陀市菟田野松井
高　井　駐　在　所	宇陀市榛原高井
天　満　台　駐　在　所	宇陀市榛原天満台西３丁目
大　野　駐　在　所	宇陀市室生大野
三　本　松　駐　在　所	宇陀市室生三本松
室　生　駐　在　所	宇陀市室生
曽　爾　駐　在　所	宇陀郡曽爾村大字今井
御　杖　駐　在　所	宇陀郡御杖村大字菅野
小　川　駐　在　所	吉野郡東吉野村大字小川

高　見　駐　在　所		吉野郡東吉野村大字木津
大宇陀	幹部交番	所　所　在　地	宇陀市大字陀迫間
		内　原　駐　在　所	宇陀市大字陀内原

附　則

この規則は、平成２３年４月１日から施行する。